

役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則

(当法人主催の講師謝金)

第1条 理事及び監事（以下「役員等」という。）が、特定非営利活動法人ワンファミリー仙台（以下、「当法人」という。）の主催する講演会、セミナー又はこれに類する会合（以下「講演会等」という。）の講師を務めたときは、理事長は1回につき1万円乃至5万円を講師謝金として支払うことができる。支払金額は、講演会等の内容、専門性、講演時間等を総合考慮し、理事長が定める。

(共催の講師謝金)

第2条 役員等が、当法人が他と共催する講演会等の講師を務めるときは、謝金等は法人が受領するものとする。この場合において法人は、役員に対し、日当および移動に要した旅費を支払う場合がある。

(その他の講演会の講師謝金)

第3条 役員等が他の依頼による講演会等の講師を務めるときは、謝金等は法人が受領するものとする。この場合において法人は、役員に対し、日当および移動に要した旅費を支払う場合がある。

(原稿執筆謝金)

第4条 役員等が、当法人の発行する機関誌、書籍その他の発行物につき執筆したときは、理事長は原稿400字あたり1千円乃至4千円の範囲内で執筆謝金を支払うことができる。支払金額は、執筆物の内容、専門性、文量等を総合考慮し、理事長が定める。

(改正)

第5条 この規則の改正は、社員総会の議決により行うものとする。

(補則)

第6条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年5月27日から施行する。(令和2年5月27日社員総会議決)